

第5章 まちづくりの推進方策

1. 基本的な考え方

「津山市都市計画マスタープラン」は、都市計画分野のみならず、本市のまちづくりに関する長期的な基本方針を示したものです。

計画を実現し、よりよいまちづくりを進めていくためには、行政各分野の施策の推進はもちろんのこと、これからのまちづくりの主体となる市民、NPO、民間企業（事業者）などと行政が適切な役割分担のもとに「協働のまちづくり」を強力に推進する必要があります。

また、地方への権限委譲が推進される中で、基礎自治体自らが自己決定、自己責任のもとでさまざまな課題へ対処していくことが求められています。このため、計画の推進及び事業実施にあたっては、各事業・施策の重要性、費用対効果等を総合的に評価、判断し、まちづくりに対して効果の高い事業を推進することにより、持続的な発展が可能なまちづくりを推進する必要があります。

2. 協働による都市づくり

1) 協働による都市づくりの役割と責務

多様化する市民ニーズに対応した、きめ細かなまちづくりのために、市民・企業・行政が本市の将来像を共有し、それぞれの責任と特性に応じた役割を担いながら対等な立場で協力・連携し、力を合わせて都市づくりに取り組み、積み重ねていくことを基本とする「協働によるまちづくり」を推進します。

■市民の役割

市民は、一人ひとりが都市づくり・地域づくりの主役であることを認識し、自らできることを考え、自発的に都市づくりや地域づくりを進めていくことが重要です。

そのため、都市・地域づくりに関心を持ち、地域活動やボランティア活動など都市・地域づくりに積極的に参加することが求められます。

■企業の役割

民間企業や団体などはその活動が地域に与える影響を十分に理解するとともに、地域社会への貢献について意識を高め、行政及び市民と連携・協力を図り、主体的に都市づくりに取り組むことが求められます。

■行政の役割

行政は、計画に基づき事業の実施や土地利用の規制誘導の仕組みづくりを行うとともに、都市づくりに関する情報の収集と提供に努め、市民・企業等が主体的に取り組む都市づくりに対し支援を行います。

また、国、県及び近隣市町及び関係機関等と連携・協力するとともに、本計画に示す都市づくりについて、理解と協力を求めています。

さらに、市民アンケートや説明会、公聴会、パブリックコメントの実施など、市民の意見を反映し協働するための取組を充実させます。

2) 推進方策

協働による都市づくりを推進するために、次のことを検討し取り組みます。

①まちづくりへの参加機会の充実

- ・行政が取り組む施策や事業のみならず、市民と行政が協働で取り組むまちづくりや、市民が主体となって取り組むまちづくり活動を促進するため、これらの情報の提供・共有化やリーダーの育成に努めます。
- ・広報誌やテレビ、ラジオ、パンフレット、インターネットなどを積極的に活用し、まちづくりに関する迅速で分かりやすい情報提供に努めます。
- ・地域の主体的なまちづくり活動には、地域のまちづくりリーダーの存在が大きな力となることから、地域づくりに必要な情報の提供や活動の支援などにより、地域づくりにおける人づくりの支援・育成に努めます。

②市民の主体的な取組を支援する仕組みづくり

- ・まちづくりに対する市民意識の向上を図り、協働のための手法や仕組みづくりに取り組みます。

③企業、大学等との連携

- ・官民協働事業等による企業・事業者と行政が連携したまちづくりに取り組みます。
- ・包括連携協定の締結などにより、市内の大学・高専と行政が連携して、地域社会の発展に貢献する取組を進めます。

④都市計画法に基づく制度の活用等

- ・本計画の実現に向けて、地域地区、開発許可制度、地区計画等の制度や立地適正化計画を活用し、土地利用や建築物等の立地を誘導します。
- ・また、住民がより主体的に都市計画に関わっていくことを可能とする都市計画提案制度の周知・普及に努め、都市計画提案制度を活用したまちづくりを促進します。
- ・さらに、都市計画の分野の枠にとらわれず、医療や福祉、産業、教育など多様な分野との連携を図り、複合的な制度の創設や見直しに努めます。

3. 計画的・一体的な都市づくり

①推進体制の充実

- ・本計画を実現していくためには、まちづくりのさまざまな分野との連携が必要となります。このため、都市計画に加え、商工業、農林業、防災、環境等の関連分野と連携するとともに、医療・福祉、教育・文化等さまざまな分野との横断的な連携を図ります。
- ・また、国や県、近隣市町及び民間事業者等と緊密に連携・協力し推進体制の充実に努めます。

②都市計画の決定・変更

- ・都市計画マスタープランに示された都市将来像を実現する事業を推進していくため、関係機関と連携・協力しながら、事業の熟度に応じた適切な時期に都市計画の決定・変更を行います。

③マスタープランの見直し

- 都市計画マスタープランは長期的な計画であるため、策定後も社会経済情勢等を踏まえて適宜見直しを行い、時代の変化に対応していく必要があります。
- このため、マスタープラン策定後に、その進行管理や、ある程度明確な見通しが立った事項の追加や部分的改定を機動的に行うフォローアップを実施します。
- フォローアップにあたっては、都市計画基礎調査による把握や、PDCA サイクル（計画(Plan)実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)）の活用などによる評価の仕組みをつくります。

